

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月16日
【発行者の名称】	株式会社リバイブル (REBIBLE Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 尾形 優
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目14番8号 KANDA SQUARE GATE 7階
【電話番号】	03-6206-9318 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中村 安幸
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社リバイブル https://rebible.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第17期 中間連結会計期間	第18期 中間連結会計期間	第16期	第17期
会計期間	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2023年7月1日 至2024年6月30日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高 (千円)	2,481,510	2,035,350	3,501,705	6,140,231
経常利益又は経常損失(△) (千円)	56,598	△74,075	159,847	625,856
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	31,704	△56,312	113,200	421,240
中間包括利益又は包括利益(△) (千円)	21,942	△56,826	118,551	417,686
純資産額 (千円)	749,241	1,088,159	727,299	1,144,985
総資産額 (千円)	4,143,733	5,388,649	3,421,246	4,355,449
1株当たり純資産額 (円)	454.09	659.49	440.79	693.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失(△) (円)	19.21	△34.13	68.61	255.30
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.1	20.2	21.3	26.3
自己資本利益率 (%)	4.2	△5.0	15.6	45.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	5.1
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△438,010	△1,709,603	△388,682	219,753
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,755	△6,512	△1,381	△23,627
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	657,287	1,315,581	190,211	424,224
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	685,597	683,457	467,017	1,084,504
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	55 〔—〕	72 〔—〕	55 〔—〕	68 〔—〕

- (注) 1. 第17期より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
5. 2025年3月4日付で普通株式1株につき200株、並びに2026年3月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 第17期中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、監査法人FRIQの期中レビューを受けております。また、第18期中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人FRIQの期中レビューを受けております。
7. 第16期連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、監査法人FRIQの監査を受けております。また、第17期連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人FRIQの監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

事業部門	従業員数(名)
投資用不動産開発	20 (－)
住宅用不動産開発	10 (－)
その他事業	31 (－)
全社(共通)	11 (－)
合計	72 (－)

- (注) 1. ()内は、臨時従業員数であります。
2. 当社グループは不動産事業の単一セグメントであるため、サービス分類別の従業員数を記載しております。
3. 全社(共通)は、管理部門に所属している従業員数であります。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
67 (－)	32.7	3.1	5,245

- (注) 1. ()内は、臨時従業員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループは不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っていません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、警戒されていた米国の関税政策に関して目立った影響が見られず、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米国関税政策および日中関係悪化を背景にした貿易不振、日銀の政策金利引き上げによる金融市場や物価への影響等、先行きに対する警戒感が依然強く、不透明な状況が続くことが見込まれます。

当社グループが属する不動産業界におきましては、東京23区では、マンション・アパートの平均募集家賃が全面積帯で前年同月を上回り上昇、また中古マンション1戸あたり平均価格は7,645万円と前月比・前年同月比ともに15カ月連続で上昇、新築戸建の平均価格も7,959万円と前月比・前年同月比ともに上昇しました。（アットホーム調べ。）

政策金利引き上げの影響が生じるものと予測しつつも、安定した収益が見込める東京の居住用賃貸不動産への投資需要は引き続き旺盛であると捉えております。

このような状況の中、当社グループは、東京23区を中心に、投資用の新築一棟アパートおよびマンションならびに実需向けテラスハウスの企画開発に積極的に取り組んだほか、前年度に続き横浜・川崎エリアを拡充、さらに大阪支店を開設してアパート開発用地の取得、民泊物件の取得活動を展開しました。一方、事業成長の糧となる人材拡充が進み、また賃金水準の引き上げを行ったことから人件費の増加を主要因として、販売費及び一般管理費が増加しました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高2,035,350千円（前年同期比18.0%減）、営業損失25,439千円（前年同期は営業利益76,447千円）、経常損失74,075千円（前年同期は経常利益56,598千円）、親会社株主に帰属する中間純損失56,312千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益31,704千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末比401,047千円減少の683,457千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、1,709,603千円（前中間連結会計期間は438,010千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失を80,292千円計上し、棚卸資産が1,337,492千円増加、未払金が90,258千円減少、法人税等の支払を197,822千円行ったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、6,512千円（前中間連結会計期間は8,755千円の収入）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出17,200千円、有形固定資産の売却による収入12,000千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、1,315,581千円（前中間連結会計期間は657,287千円の収入）となりました。これは主に長期借入れによる収入1,113,000千円及び長期借入金の返済による支出349,590千円、短期借入れによる収入1,146,900千円及び短期借入金の返済による支出346,700千円その他、匿名組合出資の返還に係る支出239,719千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をサービス分野ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
投資用不動産開発	1,128,916	△43.9
住宅用不動産開発	350,533	15.7
その他	555,900	234.6
合計	2,035,350	△18.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
東急株式会社	664,149	26.7	—	—
大和リアルエステート株式会社	—	—	455,612	22.4
株式会社スカイフィールドコーポレーション	429,403	17.3	—	—
個人	412,187	16.6	—	—
RKR合同会社	—	—	209,158	10.3

(注) 総販売実績に対する割合が10%未満の相手先は記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

1. 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。

当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

2. J-Adviser契約上の義務

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
 - ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
 - ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができますものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合(当社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日

前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合 a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合 b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末における総資産残高は、前連結会計年度末比1,033,200千円増加の5,388,649千円となりました。現金及び預金が400,799千円減少、販売用不動産が87,667千円減少、仕掛販売用不動産が1,598,067千円増加、開発用不動産が172,907千円減少したことが主な要因であります。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における負債残高は、前連結会計年度末比1,090,026千円増加の4,300,490千円となりました。長期借入金が528,919千円増加、1年内返済予定の長期借入金が234,490千円増加、短期借入金が800,200千円増加、クラウドファンディング預り金が233,542千円減少したことが主な要因であります。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産残高は、前連結会計年度末比56,826千円減少の1,088,159千円となりました。主に親会社株主に帰属する中間純損失56,312千円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

中間連結会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2025年12月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年3月16日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	3,350,000	330,000	1,650,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	5,000,000	3,350,000	330,000	1,650,000	—	—

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年3月1日付で普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより株式数は1,320,000株増加し、1,650,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株増加し、5,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日	—	330,000	—	100,000	—	—

(注) 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年3月1日付で普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより株式数は1,320,000株増加し、1,650,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
尾形 優	東京都文京区	230,900	69.97
水越 聖	東京都文京区	99,000	30.00
株式会社レオ・コーポレーション	千葉県船橋市山野町1-1-8番地1 レオメインスクエア	100	0.03
計	—	330,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年3月1日付で普通株式1株を5株に株式分割しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 330,000	3,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	330,000	—	—
総株主の議決権	—	3,300	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年7月から2025年12月までにおいては、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

なお、当中間会計期間後、当中間発行者情報の提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	経歴	就任年月日	
監査役	大和 加代子	1976年1月9日	1998年4月	石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社	2026年2月26日
			2004年4月	最高裁判所司法研修所入所(第59期)	
			2006年10月	最高裁判所司法研修所終了	
			2006年10月	三羽・山崎法律事務所入所	
			2015年1月	みとしろ法律事務所入所 パートナー弁護士	
			2016年2月	新宿法律事務所入所 パートナー弁護士	
			2019年6月	株式会社ハーバー研究所 社外取締役監査等委員	
			2023年6月	株式会社アトム 社外取締役監査等委員	
			2023年6月	特種東海製紙株式会社 社外取締役監査等委員(現任)	
			2024年4月	法律事務所キノール東京入所 パートナー弁護士	
			2024年10月	大和・松本法律事務所開設 代表弁護士(現任)	
			2026年2月	当社 監査役(現任)	

(注)大和加代子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常勤監査役	監査役	清水 誠一	2026年2月26日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行細則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人FRIQにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,107,862	707,063
売掛金	29,964	32,181
販売用不動産	1,263,474	1,175,807
仕掛販売用不動産	464,597	2,062,665
開発用土地	1,206,897	1,033,990
その他	98,872	165,282
流動資産合計	4,171,670	5,176,991
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	13,064	13,480
リース資産（純額）	1,989	1,597
工具、器具及び備品（純額）	1,027	1,325
その他	18,315	—
有形固定資産合計	34,397	16,403
投資その他の資産		
投資有価証券	27,900	39,600
繰延税金資産	65,638	94,245
その他	55,842	61,410
投資その他の資産合計	149,381	195,255
固定資産合計	183,779	211,658
資産合計	4,355,449	5,388,649

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	342,744	252,486
短期借入金	685,600	1,485,800
1年内返済予定の長期借入金	668,538	903,028
クラウドファンディング預り金	258,356	24,813
リース債務	1,093	767
未払賞与	30,584	—
未払法人税等	197,946	4,586
契約負債	11,950	55,100
その他	61,069	93,114
流動負債合計	2,257,882	2,819,696
固定負債		
長期借入金	904,293	1,433,212
リース債務	1,462	1,159
社内ポイント引当金	28,520	29,410
その他	18,306	17,011
固定負債合計	952,581	1,480,793
負債合計	3,210,463	4,300,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	1,042,705	986,393
株主資本合計	1,142,705	1,086,393
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,279	1,766
その他の包括利益累計額合計	2,279	1,766
純資産合計	1,144,985	1,088,159
負債純資産合計	4,355,449	5,388,649

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
売上高	2,481,510	2,035,350
売上原価	2,079,109	1,619,015
売上総利益	402,400	416,335
販売費及び一般管理費	※ 325,953	※ 441,774
営業利益又は営業損失(△)	76,447	△25,439
営業外収益		
受取利息	924	491
受取配当金	529	188
社宅賃借料	2,692	3,925
助成金収入	406	849
その他	860	1,805
営業外収益合計	5,413	7,260
営業外費用		
支払利息	23,996	38,076
融資手数料	—	7,679
匿名組合損益分配額	—	2,921
為替差損	777	2
その他	488	7,216
営業外費用合計	25,262	55,896
経常利益又は経常損失(△)	56,598	△74,075
特別損失		
固定資産売却損	—	6,217
特別損失合計	—	6,217
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	56,598	△80,292
法人税、住民税及び事業税	24,379	4,625
法人税等調整額	514	△28,606
法人税等合計	24,893	△23,980
中間純利益又は中間純損失(△)	31,704	△56,312
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	31,704	△56,312

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
中間純利益又は中間純損失(△)	31,704	△56,312
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△310	—
為替換算調整勘定	△9,452	△513
その他の包括利益合計	△9,762	△513
中間包括利益	21,942	△56,826
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	21,942	△56,826

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	56,598	△80,292
減価償却費	1,065	1,193
社内ポイント引当金の増減額(△は減少)	△1,836	890
受取利息及び受取配当金	△1,453	△680
支払利息	23,996	38,076
融資手数料	—	7,679
固定資産売却損	—	6,217
匿名組合損益分配額	—	2,921
売上債権の増減額(△は増加)	527	△2,217
棚卸資産の増減額(△は増加)	△405,948	△1,337,492
未払金の増減額(△は減少)	△30,913	△90,258
未払賞与の増減額(△は減少)	△14,625	△30,584
契約負債の増減額(△は減少)	△23,037	43,150
その他	28,414	△36,836
小計	△367,212	△1,478,234
利息及び配当金の受取額	1,453	680
利息の支払額	△24,172	△34,227
法人税等の支払額	△48,079	△197,822
営業活動によるキャッシュ・フロー	△438,010	△1,709,603
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金預入による支出	△5,300	△11,802
定期預金解約による収入	—	11,804
定期積金預入による支出	—	△250
定期積金解約による収入	4,400	—
有価証券の取得による支出	—	△17,200
有価証券の売却による収入	—	5,500
有形固定資産の売却による収入	—	12,000
保険積立金預入による支出	△400	—
保険積立金解約による収入	7,300	—
その他	2,755	△6,564
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,755	△6,512
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入による収入	686,000	1,146,900
短期借入金の返済による支出	△260,000	△346,700
長期借入による収入	1,388,448	1,113,000
長期借入の返済による支出	△1,355,305	△349,590
融資手数料の支払額	—	△7,679
リース債務の返済による支出	△955	△628
クラウドファンディングによる収入	199,100	—
匿名組合出資の返還に係る支出	—	△239,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	657,287	1,315,581
現金及び現金同等物に係る換算差額	△9,452	△513
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	218,579	△401,047
現金及び現金同等物の期首残高	467,017	1,084,504
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 685,597	※ 683,457

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

連結子会社の税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
役員報酬	34,554千円	40,554千円
給与手当	122,528 〃	157,943 〃
支払手数料	35,189 〃	52,066 〃
社内ポイント引当金繰入額	—	890 〃

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
現金及び預金	708,104千円	707,063千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△22,507 〃	△23,606 〃
現金及び現金同等物	685,597千円	683,457千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、不動産事業のみの単一のセグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は不動産事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
投資用不動産開発	2,012,384	1,128,916
住宅用不動産開発	302,977	350,533
その他	166,148	555,900
顧客との契約から生じる収益	2,481,510	2,035,350

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
1株当たり純資産額	454.09円	659.49円
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	19.21円	△34.13円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2026年3月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの純資産額及び1株当たり中間純利益又は中間純損失を算定しております。

3. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	31,704	△56,312
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	31,704	△56,312
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,650,000	1,650,000

(重要な後発事象)

2026年1月16日開催の取締役会の決議に基づき、2026年3月1日付で、以下のとおり株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式を分割し、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整備することで、投資家層の拡大を図るためであります。

2. 株式分割の概要

分割の方法

2026年2月28日(土曜日)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2026年2月27日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

- | | | |
|------------------|------|------------|
| ① 株式分割による増加株式数 | 普通株式 | 1,320,000株 |
| ② 株式分割後の発行済株式総数 | 普通株式 | 1,650,000株 |
| ③ 株式分割後の発行可能株式総数 | 普通株式 | 5,000,000株 |
| ④ 株式分割の効力発生日 | | 2026年3月1日 |

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月13日

株式会社リバイブル

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員
公認会計士 笠原 寿 敦

指定社員
業務執行社員
公認会計士 佐藤 涼

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リバイブルの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リバイブル及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上